教育費を援助！

新年度就学援助の手続きが始まります

公立の小・中学校に在学・入学する子どもが、経済的な理由で学校に行けない場合、教育費の援助を受けられます。

●対　象

▷生活保護法に定められた「要保護者」と同程度に困窮している人

▷特に補助の必要があると認められる人

※生活保護法の教育扶助を受けている人は除きます。

●補助内容　学校給食費、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費

※正式な認定を受けるまでは、上記費用の支払いが必要です。

※新入学学用品費のみ、前倒しで支給しています。ただし、受領後に援助対象外の学校へ入学した場合は返還していただきます。

▷2月に申請（3月支給）

▷3月～入学式当日に申請（4月支給）

●申込期間

▷在校生　1月15日（水）～3月31日（火）

▷新1年生　1月15日（水）～入学式当日

●注意点

▷申込期間後の申請は、翌月分からの支給となります。必ず期間内に手続きをしてください。

▷就学援助の認定は、前年の所得などで判断します。現在認定を受けていても、毎年申請が必要です。

▷国立・県立の学校では、援助内容が一部異なります。

▷特別支援学級の子どもや、法律に規定された障がいのある子どもは、その他の補助制度に該当することがあります。詳しくは問い合わせてください。

●持ってくるもの

▷世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード

※2020年1月1日以降に転入した人やマイナンバーカードの提示に同意しない人は、生計を同一にする人の2019年中の所得を確認できる書類（確定申告書や源泉徴収票など）が必要です。

▷借家の人のみ、月額家賃が分かるもの（契約書や口座引き落とし額が分かる通帳）

▷印鑑

●申し込み・問い合わせ

役場学校教育係☎201-4321

町の環境情報を発信 環境station

環境のため、私たちにできること

ウォームビズに取り組もう

環境省では温暖化対策として、暖房時の室温を20℃で快適に過ごすライフスタイル「WARM BIZ（ウォームビズ）」を推奨しています。

室温調節の省エネ効果は、夏よりも冬のほうが大きく、CO_2削減だけでなく電気代の節約にもつながり、経済的なメリットもあります。

●簡単にできる！ウォームビズ

▷首・手首・足首の「三つの首」を温めよう

厚手の靴下や手袋などを使い、太い血管のある部分を重点的に温めると体全体が効率的に温まります。

▷旬の食材を食べよう

根菜類、ショウガなどは体を内側から温める効果があります。また、地元食材の購入を心がけることで、流通のためのCO_2排出も削減できます。

▷窓から暖かい空気を逃がさない工夫をしよう

室内の暖かい空気の約50％は窓から流出します。断熱シートや複層ガラス、二重サッシ、厚手のカーテンなどで熱を逃がさない工夫をしましょう。

●問い合わせ　役場環境係☎201-4321

チキンカレーとチャイ作り講座

本格インド料理が得意料理に！

体にやさしいカレーの専門店「スパイスキッチンBONGA」（八幡西区浅川日の峯）の店主が本格インド料理を伝授してくれます。

●と　き　2月4日（火）　午前10時～午後1時

●ところ　中央公民館

●内　容　安心で体に優しいスパイスを使ったチキンカレーと本格チャイ作り

※お土産もあります。

●定　員　15人（先着順）

●費　用

▷国際交流協会会員　1,000円

▷その他　1,500円

●申込方法　水巻町国際交流協会に電話やメールで申し込んでください。

▷メール　info@mizumakikokusai.jp

●申込開始日　1月15日（水）

●問い合わせ

水巻町国際交流協会☎201-4321

新成人の皆さん

20歳になったら国民年金！

国民年金アラカルト

国民年金の役割は、老後の所得保障だけではありません。病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任を持って運営しています。

[義務と権利]

国内に住んでいる20歳～59歳の全ての人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

[加入]

▷学生や自営業者など

20歳の誕生日前日に自動的に加入となるため、個別の手続きは不要です。後日、年金機構から年金手帳と納付書が届くので、確認してください。

▷サラリーマン・公務員とその扶養されている配偶者

勤務先の事業所が加入手続きを行います。

[保険料の猶予・免除]

学生などで、収入が少なく保険料が納付できない場合、納付が猶予・免除される制度があります。この手続きを行わず、保険料が未納となっていると、「万が一」のときに障害年金が受けられないなどの事態を招きます。納付が困難なときは、すぐに相談してください。

●問い合わせ

▷役場保険年金係☎201-4321

▷ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004

整骨院・接骨院の利用方法には注意が必要です

I LOVE アイ♥ラブ 国保

【整骨院・接骨院では国保が使えないものも】

整骨院・接骨院の看板などに「各種保険取扱」と書かれていても、受診の内容次第で保険が使えないものもあります。

皆さんが納めた保険税などが財源の医療費を正しく使うためにも、整骨院・接骨院を利用するときは次の点に気を付けましょう。

●国保が使えないものの例

▷日常生活での単なる肩こりや筋肉疲労

▷マッサージ感覚のもの

▷病気（五十肩、リウマチ、関節炎など）からくる痛み

▷病院で治療中のけが

●受診時の注意点

▷「いつ・どこで・何をして・どんな症状か」という内容を正確に伝え、内容に合った施術を受けましょう。

▷整骨院・接骨院から療養費支給申請書に署名を求められたら、内容（負傷原因・負傷名・金額・日数）をよく確認し、署名しましょう。

▷領収証は必ず受け取り、町から定期的に届く医療費通知で金額・日数を確認しましょう。内容が違う場合、役場保険年金係に連絡してください。

▷施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられます。一度、医師の診察を受けてください。

【町からの照会アンケートに協力を】

施術内容についての照会アンケートを送付しています。回答がない場合や内容に疑義が生じた場合、再照会したり医療費の返還を求めたりすることがあります。

●問い合わせ　役場保険年金係☎201-4321

編集後記

■東筑高校ESS部の緒方さん・斎藤さんを取材。インタビューする私を困らせないよう積極的に多くを語ってくれたほか、細かい気遣いも。一例では、緒方さんから「プレバレーション」という言葉がでた後、斎藤さんから「準備という意味ですよ」と説明が…。「知ってるよ！」という言葉を飲み込んだ私も気遣いのできる男でしょう☺。討論大会では役割があり、緒方さんは防御、斎藤さんは攻撃リーダー。なるほど斎藤さんのピッチの早い圧倒的なしゃべりはその役割ゆえか…。白状すると、先ほどの「知ってるよ！」の話、本当のところは飲み込んだわけでなく、圧倒的なしゃべりに押されて、器用に切り返せなかっただけなんです。不器用ですから。（奥田）

■新年おめでとうございます。今年もよろしくお願いします。広報係に配属になり、2回目の正月を迎えました。昨年はカメラ撮影の上達を目標に取り組みました。少しですが上達できたと思います。引き続き頑張ります！また、今年の目標はいろいろな場所に取材に伺いたいと思っています。取材先で見かけたら、ぜひ声を掛けてください。

12月は伊左座小学校区の餅つきを取材。高齢化が進み、自治会活動が少なくなっている会もある中、多くの人が参加している姿にうらやましくなりました。水巻ではいくつかの自治会で餅つきをしてますが、町外に住んでいる私にしたら餅つきってすごく珍しい。私、餅をついたことないですもん。子どもたちには一生の思い出になったと思います。（近藤）

この広報紙は再生紙を使用しています。

WEB広報みずまき　町ホームページでは、最新の「広報みずまき」のほかバックナンバーも楽しめます。https://www.town.mizumaki.lg.jp/